



- 必 読 -

**麻薬（新）免許証の
交付について**

10月24日までに提出いただきました本年更新対象者（有効期間＝18年12月31日）の麻薬免許証交付につきましては、下記のとおり実施いたします。なお、京都市内とそれ以外の府域とでは、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

（新）免許交付の際は、すでに送付済みの麻薬免許証返納届、旧免許証、印鑑（認め印）が必要となりますので、必ずご持参ください。

更新の手続きがまだお済みでない方は、直接京都府庁薬務室または所轄保健所まで至急ご提出くださいますようお願い申し上げます。免許が失効した際に麻薬の在庫がある場合は不法所持扱いとなりますので十分ご注意ください。

12月度請求書（11月診療分）

提出期限

基金 10日（日）
午後5時まで

* 医保分点検＝8日

国保 10日（日）
午後5時まで

* 国保分点検＝8日

基金・国保とも9日（土）10

日（日）は受け取りのみ実施

労災 12日（火）
午後5時まで

提出期限にかかわらず、
お早目にご提出ください。

記

<京都市内>

交付場所 京都府医師会館2階210号室

交付日時

日 時 (時間は午後1:15～4:00)	対 象 地 区
12月7日(木)	北・上東・西陣・中東・中西・下東・下西・東山
12月8日(金)	左京・右京・西京・山科・伏見

ご指定の日にお越しください。

<京都市を除く京都府域>

交付場所・交付日時・・・保健所にてご確認ください。

乙訓保健所	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1151
山城北保健所	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2191
山城南保健所	〒619-0214 相楽郡木津町大字木津小字上戸18-1	0774-72-4300
南丹保健所	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4751
中丹西保健所	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-6381
中丹東保健所	〒624-0906 舞鶴市倉谷村西1499	0773-75-0805
丹後保健所	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-0361

麻薬免許証の廃止について

麻薬免許証の有効期間が平成18年末満了する方で免許更新をされない方は、麻薬の在庫を確認の上、免許証の「業務廃止届」を提出するようお願いいたします。

有効期間が残っている場合は「業務廃止届」、有効期間がすでに切れている場合は「返納届」となります。「返納届」については、有効期間満了後15日以内となりますのでご留意ください。届出書類等は次のとおりです。必要な場合は京都府医師会保険医療課(TEL 312-3671)までご連絡ください。

- (A) 麻薬の在庫がある場合：業務廃止届 + 免許証 + 所有届 + 廃棄届
(または返納届) (または譲渡届)
- (B) 麻薬の在庫がない場合：業務廃止届 + 免許証 + 所有届
(または返納届)

年末・年始の投薬について

「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も30日まで投与可能

内服薬および外用薬の投与量については、「長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1回14日分を限度とされている内服薬または外用薬についても、従来どおり、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与して差し支えない」とされています。

したがって、年末・年始でも、患者の受診の都合上、やむをえない場合には、1回14日分を限度とされている「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も14日を超えて投与することができますが、レセプトの摘要欄（もしくは院外処方せん）に「年末（年始）投与」との注記が必要です。もちろん、投与日数は必要最小限の範囲にとどめるものとし、最大でも30日までとなりますので、ご注意ください。

検査料の点数の取り扱いについて

標記について、平成18年10月31日付保医発第1031002号で厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知があり、平成18年11月1日から適用となりましたので、お知らせします。

新たに保険適用が認められた検査

平成18年10月31日 保医発第1031002号 (平成18年11月1日適用)

<p>1. 淋菌およびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 (PCR法による同時増幅法と核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法)</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査の5として算定する。</p>	<p>300点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D023 微生物核酸同定・定量検査」の(8)を右のように改める。</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (8) 淋菌およびクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア 「5」の淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。 ただし、区分「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はPCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。</p> <p>下線部追加変更</p>	

老人医療費助成事業④における レセプトの取り扱いについて

平成18年10月診療分から、老人医療費助成事業④の現役並み所得者（自己負担割合3割）については、老人医療費助成事業④の現物給付が発生しないため、レセプトの請求は「単独」の取り扱いとなり、受給者番号等の記載は不要となります。

また、老人医療費助成事業④の一般および低所得者（自己負担割合1割）等については、老人医療高額医療費の現物給付が発生するため、従来どおり「併用」の扱いとなりますので、ご注意ください。

なお、負担割合が3割の受給者で老人医療高額医療費の現物給付が発生する場合は下記のとおり。

記

入院医療費で、一部負担金の算定額（診療報酬点数×3割）が自己負担限度額を超える場合

外来医療費で、「在宅時医学総合管理料」または「在宅末期医療総合診療料」を算定する療養において、一部負担金の算定額（診療報酬点数×3割）が外来の自己負担限度額を超える場合

労災保険における生活療養および生活療養を受ける場合の入院料等の取り扱いについて

平成18年6月21日に成立した『健康保険法等の一部を改正する法律』(法律第83号)に伴い、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準の一部改正(平成18年9月8日厚生労働省告示第485号)および診療報酬の算定方法の一部改正(平成18年9月12日厚生労働省告示第493号)により、療養病床に入院する70歳以上の高齢者について、新たに創設された「生活療養」が適用されることとなり、当該生活療養を受ける場合の入院料等の点数が設定されたところです。

今回の改正は、生活療養を受ける患者に対し、食費の負担の他に居住費(光熱水費)についても負担することとなりましたが、療養に必要な費用を全額保険給付している労災保険においては、「生活療養」の概念を適用する必要がないことから、被災労働者が療養病床に入院する場合には、70歳以上であるか否かにかかわらず、従前どおり、食事療養および生活療養の費用額算定表に定める金額の1.2倍により算定することとし、療養病棟入院基本料2等の入院料等についても、生活療養を受ける場合の点数を適用せず、従前どおりの点数により算定することとなりますので、ご注意ください。

全国歯科医師国民健康保険組合の 前期高齢者の給付割合について

全国歯科医師国民健康保険組合の給付割合は保険証に記載のとおり平成19年7月末日(保険証の更新時期)までは変更がない旨、通知がありましたので、お知らせします。

記

< 前期高齢者の負担割合 >

種 別	負 担 割 合
1. 一 般	1 割
2. 現役並み所得者	2 割 (平成19年7月末日まで)

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔藤沢町国保〕

保 険 者 番 号	030759
記 号 番 号	08-03700 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 8

〔久慈市国保〕

保 険 者 番 号	030072
記 号 番 号	007-0044318 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 22

〔水戸市国保〕

保 険 者 番 号	080010
記 号 番 号	水戸 6774083 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 27

〔廿日市市国保〕

保 険 者 番 号	340281
記 号 番 号	01004701
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 28

〔隠岐の島町国保〕

保 険 者 番 号	321075
記 号 番 号	86-10218740
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 29

〔東出雲町国保〕

保 険 者 番 号	67320549
記 号 番 号	12-01019341
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18. 10. 3

〔津和野町国保〕

保 険 者 番 号	320911
記 号 番 号	49-7030009 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 29

〔香美市国保〕

保 険 者 番 号	390120
記 号 番 号	85-417-4 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 25

〔香南市国保〕

保 険 者 番 号	390112
記 号 番 号	003-009-066-2 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18. 8 . 22

〔串間市国保〕

保 険 者 番 号	450072
記 号 番 号	1110-9240231 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 14

〔高千穂町国保〕

保 険 者 番 号	450833
記 号 番 号	学 0004891 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	盗 難
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 2

〔野尻町国保〕

保 険 者 番 号	450627
記 号 番 号	601 - 601044 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18.10.11

〔西都市国保〕

保 険 者 番 号	450080
記 号 番 号	2 - 1229
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18.10.16

〔城陽市国保〕

記 号 番 号	城 - 2172925
氏 名	-
生 年 月 日	-
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 18.11.15

〔甲賀市国保〕

保 険 者 番 号	250118	250118
記 号 番 号	滋甲 10075100	滋甲 60040912
氏 名	-	-
生 年 月 日	-	-
無 効 事 由	虚 偽	虚 偽
無 効 年 月 日	平 18. 8 . 18	平 18. 8 . 22

〔平群町国保〕

保 険 者 番 号	290544	290544
記 号 番 号	奈13 - 300073	奈13 - 030581
氏 名	-	-
生 年 月 日	-	-
無 効 事 由	紛 失	紛 失
無 効 年 月 日	平 18. 9 . 15	平 18.10. 2

〔広島市国保〕

保 険 者 番 号	67344085	344051
記 号 番 号	佐伯 5418658	安南 5132367
氏 名	-	-
生 年 月 日	-	-
無 効 事 由	-	-
無 効 年 月 日	平 18.10.10	平 18.10.19

〔美郷町国保〕

保 険 者 番 号	450866	450866	450866
記 号 番 号	20000413 「再交付」の表示がないもの	20000504 「再交付」の表示がないもの	20000498 「再交付」の表示がないもの
氏 名	-	-	-
生 年 月 日	-	-	-
無 効 事 由	-	-	-
無 効 年 月 日	平 18. 8 .19	平 18. 9 .29	平 18.10. 7

〔広島県歯科医師国保 遠隔地被保険者証〕 〔法務省共済組合京都地方検察庁支部〕

保 険 者 番 号	-	記 号 番 号	017-70002480
記 号 番 号	15036007	氏 名	天 田 佑
氏 名	-	生 年 月 日	昭 51. 8 .24
生 年 月 日	-	無 効 事 由	紛 失
無 効 事 由	盗 難	無 効 年 月 日	平 18.11. 2
無 効 年 月 日	平 18. 9 .20		

被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府保健福祉部長より無効通知が送付されましたので、ご留意ください。

受 給 者 番 号	000966-2
氏 名	大 野 好 春
生 年 月 日	
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	平 18.10.27